



労組周辺動向 No.92

2020年7月24日現在

1. 法・政策

(1) 働く妊婦の休業助成の利用進まず—1か月で全国でわずか50件

新型コロナウイルスに関して、妊娠中の労働者が有給休暇を取得した場合の助成制度がスタートして1か月が経ったがこれまでの申請は全国で50件にとどまっている。

新型コロナウイルスに関連して、医師などの指導に基づいて妊娠中の労働者に企業が有給休暇を5日以上取らせた場合、100万円を上限に助成する国の制度が6月に新たに設けられた。

だが、受け付けを開始した6月15日から7月17日までの申請は全国で50件で、支給の決定も15件にとどまっている。

一方で、妊娠中の労働者から「制度を利用して休みたいのに勤務先の企業が利用してくれない」という相談も各地の労働局に35件寄せられていて、労働局が企業に対して利用を促したケースもあった。

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639253.pdf>

(2) 最低賃金引き上げ目安示さず：2009年度以来

厚生労働相の諮問機関「中央最低賃金審議会」の小委員会は2020年度の地域別最低賃金（時給）の引き上げ幅について「現行水準の維持が適当」とし、目安額を示さない答申をまとめた。新型コロナウイルスの感染拡大による経済情勢を考慮した。目安を示さないのはリーマン・ショック後の2009年度以来。これをもとに都道府県ごとの額を決めるが、ここ数年続いてきた大幅引き上げは事実上、困難となった。

引き上げを巡っては、新型コロナによる景気低迷を背景に、経営者側は「足元の経済指標は最悪の状況」として凍結を要求。労働者側は「経済再生に向けて内需喚起が不可欠」として引き上げを求め、意見が真っ向から対立していた。

2. 法違反・闘い

(1) コロナ感染拡大時に京都市保健所職員の残業が最大251時間・過労死ライン超は延べ43人

新型コロナウイルスの対応に当たっている京都市保健所で、感染が拡大していた3月に職員の時間外勤務（残業）が最大で251時間に達していた。新規感染者が相次いだ3～5月、残業が過労死ラインとされる月100時間を上回った職員は延べ43人に上る。第2波の到来が迫る中、識者は保健所職員の負担軽減が必要と指摘する。

市給与課によると、市保健所の管理職を除く職員74人のうち、3月に残業が100時間を上回ったのは11人で、うち200時間を超えた人が4人いた。最長は保健師の251時間35分だった。

4月は100時間超が19人、うち200時間超は5人で最長は230時間30分だった。5月は100時間超が13人、うち200時間超が1人だった。

(2) 長崎の30代医師「過労死」で和解：84日連続勤務、月平均177時間残業

長崎市の長崎みなとメディカルセンターに勤務していた男性医師が2014年12月に亡くなったのは過重労働が原因だとして、遺族が病院を運営する市立病院機構に約41,000万円の損害賠償などを求めた訴訟で、病院側が過労死と認め約1億6,700万円の賠償金を支払うことで和解した。

これまで過労死と認めて来なかった病院側だったが、4月に新しい理事長と病院長が就任し、対応が大きく変わったという。

(3) コロナ影響で保育士の賃金カット相次ぎ労働組合が国に対策を要請

新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休園した保育所で、保育士の賃金を不適切にカットする事例が相次いでいるとして、労働組合「介護・保育ユニオン」は内閣府に対策を求める要請書を提出した。労組は「今後、第2波が来て休園が相次ぐと再び賃金カットが繰り返される恐れがある」と強調した。

ユニオンによると、4～6月に保育士らから休業中の賃金に関して寄せられた242件の相談のうち、約90%が賃金をカットされ、全く休業補償のなかった人も約56%に上った。

(4) 基地労働者「2週間職場閉鎖を」一組合が防衛局に申し入れ

米軍基地内で多数の新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受け、全駐留軍労働組合沖縄地区本部（全駐労）は嘉手納町の沖縄防衛局に田中利則局長を訪ね、約2週間の職場閉鎖や国によるPCR検査の実施、風評被害対策など、組合員からの要望を伝えた。組合員の

不安解消のため、感染者と日本人従業員の接触に関する情報提供や米軍の綱紀粛正、感染防止対策の徹底も求めた。申し入れは非公開で行われた。

(5) 経済産業省の事業の再々委託の現場に偽装請負の影—送り出された先から指示

経済産業省の持続化給付金などの事業が、実態が不透明な一般社団法人を経由し、特定の企業に再委託されていた問題。多数の下請けが絡んで利益の「中抜き」が懸念されるなかで、委託が繰り返された先の現場はどうなっているのか——。経産省の事業の再々委託先で働いていた30代男性が「経産省は知らないでしょう」と、その実態を語った。

男性が働いていたのは、東京都内のあるIT関連会社。消費増税に伴う消費の冷え込みを防ぐため、6月30日まで実施された経産省の「キャッシュレス・消費者還元事業」の一部業務を受託していた。

男性は都内の別の会社の正社員だったが、就職して1カ月足らずでIT関連会社に送り出され、別々の会社から集められた男女20人ほどを取りまとめる役を任された。

経済産業省から事業を請け負ったのは「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」。受託費の93%にあたる約316億円で、大半の仕事を広告大手電通などに再委託していたことが今年の通常国会でも取り上げられた。男性が働いていたIT関連会社は電通から仕事を受託していて、再々委託先にあたる。

男性は昨年7月に働き始めてまもなく「これは偽装請負ではないか」と疑い始めたという。IT関連会社の社員から直接指示されるようになったほか、勤務時間を管理され、休憩時間も決められたからだ。

男性が働いていたIT関連会社は、「受託業務は6割を当社社員、4割を労働者派遣契約に基づいて派遣されたスタッフにて遂行している」と回答。偽装請負との指摘については「事実の有無について調査する」と答えた。

(6) 「聖職者からパワハラ」：教区の女性職員が労災申請へ

聖職者からパワハラを受けて心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症したとして、カトリック長崎大司教区の50代の女性職員が長崎労働基準監督に労災申請をする。代理人弁護士が同日記者会見し、明らかにした。女性は聖職者から受けた性被害などの相談窓口の担当者で、6月から休職している。

女性は、2017年に教区が設けた「子どもと女性の人権相談室」の室長。神父による資金流用があり、2019年2月に約120人の神父を集めた説明会が開かれた。この際、居合わせた神父らから女性に対し「(不正をした神父を) 陥れようとしている」などと非難が上がったという。

女性はその後、相談業務に教区側からの監視が強まり、職場環境が悪化したとも訴えている。女性は今月6月末から休職。PTSDと診断された。

(7) 残業代15年未払い：高知大学は労働基準監督署の是正勧告を受け3億円超の支給へ
国立大学法人・高知大学が附属学校の教員らに対して残業代の未払いがあったとして、高知労働基準監督署から昨年12月に是正勧告を受けていた。未払い期間の15年10カ月のうち、少なくとも直近の2年5カ月分計約3億円以上を支払う。

昨年9月に附属中の教員が学校に適切な支給を求め、その後、労働基準監督署に通報した。

3. 情勢・統計

(1) 契約書ないフリーランス6割—低賃金・長時間労働の実態

映画の製作現場で作り手たちはどういった働き方をしているのか——。就労環境を把握しようと国が昨年、実態調査に初めて乗り出した。そこから浮き上がったのは、フリーランス（個人事業主）が大半を占め、低賃金・長時間労働が横行するという現実だ。

経済産業省は昨年6月から9月にかけて、調査票を配布するなどして、個人635票、企業83票の回答を得た。プロデューサーや監督のほか、撮影、照明、録音などを担当する人が調査対象となった。

その調査によると社員は全体の約23%で、フリーランスは約77%だとわかった。製作を続ける理由は「仕事が好き」「映画が好き」との回答が約7割に及ぶ一方、問題点として「収入が低い」「勤務時間が長すぎる」と回答した人が約7割いた。フリーランスのみへの設問で、「契約書・発注書をもっていない」とした人は64.5%にのぼった。

(2) ウーバー配達員の事故被害者「会社がサポートして」：当事者間の交渉進まず

フードデリバリー「ウーバーイーツ (Uber Eats)」の配達員でつくる「ウーバーイーツユニオン」が配達員の事故に関する調査結果を公表した。

記者会見には、配達員による事故の被害者女性も参加。女性は「事故にあったときのことはあまり覚えていないが、夫がいなければ泣き寝入りしていたと思う。その日その日で体調の変化があり、目の視力の回復が今後心配だ」と話した。

ウーバー側は事故について何ら対応してくれなかったといい、女性の夫は「ウーバーに限らず、サービス業で事故は起きるものであろうと思うが、重要なのはそのあとのサポートだ。被害者がなぜ苦しまなければならないのか」と訴えた。